

令和 7 年度
燃料電池自動車活用事業
公募要項
(R 7 年10月 1 日以降随時提案)

令和 7 年10月
静 岡 県

目 次

1	公募の目的	1
2	公募の概要	1
3	提案にあたっての条件等	1
4	応募資格	3
5	公募等に係る日程	3
6	企画提案書等の提出	3
7	承認	4
8	留意事項	4
9	外部給電器の使用	5
10	担当窓口	5

別表 燃料電池自動車活用事業における公募対象車両詳細

令和7年度 燃料電池自動車活用事業公募要項

1 公募の目的

静岡県（以下「県」という。）は、将来の利用が期待される水素エネルギーについて、利活用に向けた事業者や研究機関の取組を促進している。

特に燃料電池自動車（以下「F C V」という。）は、運輸部門の二酸化炭素排出量の削減に加え、産業振興の効果が期待されることから、このたび、県は静岡トヨタ自動車株式会社より、F C Vの無償貸与を受け、借受けたF C Vの活用方法を公募し、実際に活用することで、一般県民や事業者等に対し、水素エネルギーの普及啓発を図る。

2 公募の概要

(1) 事業概要

事業者は、下記公募対象のF C Vについて、提案した方法によりF C Vを活用する。

(2) 公募対象のF C V

公募対象のF C Vは以下のとおりとする。

メーカー	車両名	型式等	台数
トヨタ自動車(株)	MIRAI	セダン（定員5名）	1

※詳細は、別表「燃料電池自動車（F C V）活用事業における公募対象車両詳細」を参照のこと。

3 提案にあたっての条件等

(1) 事業主体（事業者）

応募者自らが静岡県内でF C Vの活用を行う市町、企業、団体に限る。（個人の利用は不可）

(2) 公募対象事業（活用方法）

以下に掲げる要件に合致する事業であること。

○F C Vの認知度を向上させ、かつ特性（クリーン、静粛性、外部給電機能等）を広くPRできる事業

○他地域においても実施が可能な汎用性を有している事業

（活用事例）

＜市町＞

- ・環境啓発イベント等での展示、電源供給
- ・観光者向け観光地巡りの移動手段（事業者が運転する場合に限る）
- ・環境教育（小学校等への出前授業）
- ・駅伝大会の広報車や審判長車
- ・道路開通式での走り初め

＜企業・団体＞

- ・事業活動での活用
- ・防災訓練等での電源供給訓練
- ・イベントでの活用

(3) 実施期間

令和7年10月1日（水）から令和8年2月27日（金）まで
貸出は1事業につき1日～最大1か月程度まで

(4) 事業のスキーム

静岡トヨタ自動車株式会社と県は「MIRAI使用貸借に関する覚書」を締結し、県が車両を借受ける。提案した活用方法が承認された事業者は、県から車両を借受け、当該車両を使用する。



(5) 費用負担

車両の貸出に関する費用は無償とする。ただし、燃料費は事業者(使用者)負担とする。

(6) 法令遵守

本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(7) 事故防止等

本事業の実施にあたっては、十分な安全対策を講じること。

(8) 緊急時等の対応

平常時のほか、夜間休日及び災害時等緊急時における連絡体制を整えること。

(9) 損害賠償等

事業実施中に、県または第三者に損害を与えたときは、事業者がその損害を賠償すること。

(10) 守秘義務

事業を実施するにあたって、業務上知り得た秘密、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

(11) 権利の譲渡等の禁止

事業によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡してはならない。また、貸与された車両は提案した活用方法に供しなければならない。他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(12) 原状回復

事業者が車両に簡易な装飾を施した場合や、車両装備品を追加設置した場合等は、事業期間終了前に、事業者の負担と責任において、原状回復すること。

(13) 実績報告

ア 事業終了後30日以内に、実績報告書(様式4)を提出すること。

イ 事業者は活用した実績を事業者が運営するホームページや広報誌などで積極的にPRすること。

(14) その他

上記に定めがない事項については、県及び事業者の協議により決定する。

4 応募資格

(1) 次のア及びイの要件を全て満たす者であること。

ア 本事業における F C V を県内で活用する市町、企業、団体であること。個人は不可。

イ 本事業における F C V の活用方法を P R する能力を有する者であること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 仮差押え若しくは仮処分の申請を受け、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は滞納処分を受けている者

エ 手形交換所から取引停止処分を受けている者

オ 次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する者

(ア) 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

(イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

5 公募等に係る日程

日 程	内 容
令和7年10月1日(水)～令和8年1月27日(火)	公募要項配布・提案書随時受付
提案書受付から2～3週間程度	書類確認・承認
承認後	事業開始・公表

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

事業者は、次の書類を作成のうえ、各1部提出すること。

ア F C V 活用事業提案書（様式1）

イ 事業者概要（様式2）（市町の場合は不要）

必要に応じ、関連する説明資料、会社パンフレット等の書類を添付すること。

ウ 事業計画書（様式3）

(2) 受付期間・提出時の注意事項

ア 令和7年10月1日(水)から令和8年1月27日(火)までの間、随時受け付ける。

イ 使用日より原則1か月以上前に提案書を提出すること。

ウ 既に貸出予定が入っており貸出できない日があるため、提案書提出前に県へ確認をすること。

エ 提出方法は、原則メールとする。

(3) 提出先

「10 担当窓口」記載のとおり。

7 承認

(1) 提案書の承認方法

事業者より提出された提案書を3「提案にあたっての条件等」に照らし、県が確認をし、活用方法を承認する。承認された事業者には通知する。

(2) 承認をしない事由

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

ア 提案した事業内容が3「提案にあたっての条件等」に合致していない場合

イ 車両の使用目的が、宗教及び政治活動と関連する場合

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 提出書類に不備がある場合

オ 応募資格に違反している場合

カ 貸出希望日が複数事業者で重複し、希望日に貸出ができない場合

キ その他不正行為があった場合

8 留意事項

(1) 提示資料の取扱い

公募に際し、県が提示する資料は、事業の提案を行う目的以外の目的で使用することはできない。

(2) 提案書等の取扱い

ア 提出された提案書は、本事業者を承認する以外に、法令又は条例に基づき使用する場合を除いて、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、承認された事業者の提案書等については、県は広報活動等において使用できるものとする。

イ 提出された提案書は、書類確認に必要な範囲に限定して複製することがある。

ウ 公募期間締切後の提出された提案書の変更、差替え、再提出及び返却には応じない。ただし、事業期間の変更等の県が承認した場合を除く。

エ 特許権、実用新案権、その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用して生じた責任は応募者が負う。

(3) 応募費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

9 外部給電器の使用

(1) 外部給電器を使用したい場合の手続

F C Vからの電源供給には外部給電器が必要であるため、提案する事業で外部給電器を使用したい場合は、提案書提出前に県へ連絡をし、使用日等の調整をすること。ただし、外部給電器の予約が活用方法の承認を担保するものではない。

(2) 仕様

外部給電器はニチコン株式会社より借受けるものである。仕様は以下のとおりとする。

名称	EVパワー・ステーション 「パワー・ムーバー」	型番	VPS-4C1A
本体形状	トランクケース型	外形寸法・ 質量	W631×D500×H305(mm)・38kg
出力電圧	AC 100V	最大出力	4.5kW(1.5kW×3)：力率100%時
出力端子	AC 100Vコンセント3口	ケーブル長	2.0m(トランクケース出口から コネクタ根元まで)

(3) 費用負担

外部給電器の貸出に関する費用は無償とする。ただし、返却時の輸送費は事業者(使用者)負担とする。また、貸出期間内に外部給電器を破損又は滅失させた場合や、外部給電器に接続した電気設備が破損した場合は使用者責任とする。

(4) その他

- ア 外部給電器の使用方法及び注意事項を遵守し、使用すること。
- イ 使用後は、ニチコン株式会社が指定する場所へ使用者が返却をすること。
- ウ 外部給電器の詳細な仕様や仕様方法等については、ニチコン株式会社のホームページを確認すること。（“パワームーバー”で検索）

10 担当窓口

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館9階

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

電話番号 054-221-2949

E-mail energy@pref.shizuoka.lg.jp

別表

燃料電池自動車（F C V）活用事業における公募対象車両詳細

車両区分	メーカー名	車両名	型式	サイズ (mm)	駆動方式	乗車定員	走行可能距離	貸与台数	備考
燃料電池 自動車	トヨタ 自動車(株)	MIRAI (G" A Package")	ZBA-JPD20- CEDSS	全長 4,975 全幅 1,885 全高 1,470	後輪駆動 方式	5 人	充填 1 回あたり 約 850 km※ ₁	1	・ 要普通自動車 運転免許 ・ 水素ステーション での充填

※₁…カタログ値であり、使用環境（気象や渋滞など）や運転方法（急発進など）により距離は異なります。

<側面>



<前面>



<背面>



※原状復旧が可能な簡易なマグネット等のラッピングは可（事業者が返還時に原状復旧）